熊本県公報

第１１３２９号
平成17年10月31日（月）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○保安林の指定……（森林保全課）1
○家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告徴収に係る同法施行規則第58条に規定する告示……（畜産衛生課）1
○道路の供用開始……（道路総務課）2
○　〃　……（　〃　）3
○登録貸金業者の行政処分（登録の取消し）……（経営金融課）3
公　告
○県営土地改良事業の工事完了……（農村計画課）3
○団体営土地改良事業の工事完了……（　〃　）3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……（商工政策課）4
○　〃　……（　〃　）4
登　載　依　頼
○菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……（菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）4

告　示

熊本県告示第1263号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　保安林の所在場所　熊本県天草郡河浦町大字今富字岩迫1964の1、1966の1、1968、1969、1973、1979、1983、1984の2、1985、1988、字下夕比恵木場2006、2007、2009、2014
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
（１）立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩迫1973、1979・1983・1984の2・1985・1988（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字下夕比恵木場2006、2007・2009・2014（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1264号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定により、次のとおり、鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場（飼養羽数が1,000羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第58条の規定により告示する。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
２　報告すべき者
飼養羽数が1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
３　報告すべき事項
下記の項目について、各農場の月曜日から日曜日までの状況を記録し、1か月分をま

とめて報告する。なお、各月の第1月曜日の週を第1週とし、最終月曜日を含む週を当該月に含める。
① 飼養羽数
② 死亡羽数
③ 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
（第1回目の報告は、11月分として平成17年11月7日（月）から12月4日（日）までの状況）

4　報告書の提出期限
各月の第1週の水曜日午前中までに前月分を報告する。（第1回目の提出は、平成17年12月7日（水）午前中までに報告する）

5　報告の提出方法
別紙様式により報告するものとする。

6　その他必要事項
（1） 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。
（2） 提出先は、所轄家畜保健衛生所とする。
（3） 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

別紙様式
〇〇家畜保健衛生所長　様
家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告
月　日
〇〇農場（平成17年　月分報告）

		内　容	備　考
第〇週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第〇週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第〇週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第〇週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第〇週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

注1　飼養羽数の備考欄には、月ごと又は週ごとの産卵率の推移等を含む健康状態についての特記事項を記載すること。
注2　死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

熊本県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年10月31日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	443号	玉名郡南関町大字小原字大坪 530番1地先から 同大字　字尾崎 539番1地先まで	105.0	緊道整

２　供用開始する期日　平成17年10月31日

熊本県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年10月31日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　す　る　区　間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町橘字管迫 14番　地先から 同字 又4番　地先まで	230.0	単道改
〃	小天下硯川線	熊本市河内町大多尾本村 2134番2地先から 同市河内町大多尾宮の上 1076番3地先まで	49.4	仮設道設置

２　供用開始する期日　平成17年10月31日

熊本県告示第1267号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定による行政処分について、同法第41条の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　被処分者
　名　称　　渡辺商事
　氏　名　　渡辺　政一
　主たる営業所等の所在地　　上天草市松島町内野河内1444番地1
　登録番号　　熊本県知事（1）第02313号
　登録年月日　　平成16年1月16日
２　行政処分の年月日
　平成17年10月24日
３　行政処分の内容
　登録の取消し
４　適用条文
　貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号

公　　告

熊本県公告第812号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年10月31日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水施設、農業用道路、暗渠排水	阿蘇一期	平成11年12月21日	平成17年3月30日	熊本県

熊本県公告第813号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 10 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水施設、農業用道路	上護藤	平成 11 年 11 月 15 日	平成 17 年 9 月 28 日	熊本市

熊本県公告第 814 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 2 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（1）　くらし館国府店（熊本市国府三丁目 28 番 28 号）

（2）　サンロードシティ熊本（熊本市東町三丁目 3 番 3 号）

（3）　八反田ショッピングセンター（熊本市八反田二丁目 3519 番地 4 ほか）

2　市町村意見の概要

意見なし

3　意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 17 年 10 月 31 日から平成 17 年 11 月 30 日まで

熊本県公告第 815 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 2 月 7 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 31 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八代ショッピングセンター本棟（八代市沖町五番割 3705 番ほか）

イオン八代ショッピングセンター別棟（八代市沖町六番割 3987 番 3 ほか）

2　市町村意見の概要

意見なし

3　意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課

平成 17 年 10 月 31 日から平成 17 年 11 月 30 日まで

登載依頼

菊池救急医療専門部会公告第 1 号

平成 17 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。

なお、当部会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 17 年 10 月 31 日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

1　開催日時

平成 17 年 11 月 8 日（火）

午後 3 時から午後 4 時まで

2　開催場所

菊池市隈府 1272 － 10

熊本県菊池保健所会議室

3　議題

（1）　救急病院の更新申出書に関する事項

（2）　その他

4　傍聴者の定員

５人

5　傍聴手続

（1）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室できます。

（2）　傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

6　問い合わせ先
菊池市隈府1272－10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話0968－25－4155　内線540）

発行所　熊　　本　　県
熊本市国府4丁目10－18

平成17年10月31日印刷
印刷所　秀　　巧　　社

平成17年10月31日発行
電話（代）096－286－2221番

古紙配合率100%